

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>過疎地域において、引き続き特別償却設備の設置者に係る事業税等の課税免除を行うことができることとする。</p>
改正理由	<p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の特例に関する条例（昭和四十五年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（免除申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する特別償却設備設置者（以下「特別償却設備設置者」という。）で、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の最初の同条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、遡及適用期間内に同条第一項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第三項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

（事業計画書の提出期限の特例）

4 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、遡及適用期間内に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して十五日を経過した日とする。

5 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、施行日から施行日以後十五日を経過した日までの間に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

改正理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。

新	旧
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成二十五年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>2 6 略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成二十三年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>2 6 略</p>